

## 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略等改定に関する懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 大津市水道事業中長期経営計画(経営戦略)、大津市下水道事業中長期経営計画(経営戦略)及び大津市ガス事業中長期経営計画(経営戦略)、並びに湖都大津・新水道ビジョンの重点実行計画(以下「経営戦略等」と総称する。)を改定するに当たり、学識経験を有する者等から広く意見を聴取するため、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略等改定に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (意見を聴取する事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 経営戦略等の改定に関すること。
- (2) 経営戦略等の実施状況の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者4人以内で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体その他関係団体が推薦する者
- (3) その他公営企業管理者が適当と認める者

### (会議)

第4条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、企業総務部経営経理課経営戦略室長(以下「経営戦略室長」という。)が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 経営戦略室長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

### (設置期間)

第5条 懇談会の設置期間は、その設置の日から令和7年3月31日までとする。

### (謝礼)

第6条 構成員には、会議1回の出席につき9,000円の謝礼を支払う。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企業総務部経営経理課経営戦略室において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、経営戦略室長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。